報告第2号

# 専 決 処 分 報 告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

平成29年6月9日提出

芦屋市長 山 中 健

記

芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

## 処分理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、扶養親族 のある非常勤消防団員等に係る損害補償の加算額を改定するため、芦屋市消防団員等 公務災害補償条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集す る時間的余裕がないことが明らかであったため。 専決第2号

芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

別紙のように、芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成29年3月31日

芦屋市長 山 中 健

## 芦屋市条例第17号

芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

芦屋市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年芦屋市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改め、「(平成11年法律第156号)」を削る。

第5条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に、「、433円」を「333円」に改め、「第2号」の次に「に該当する扶養親族については1人につき267円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者がない場合には、そのうち1人については333円)を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第4項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## (経過措置)

2 この条例による改正後の芦屋市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた芦屋市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下この項において「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部改正要綱

## 1 改正の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、扶養親族のある非常勤消防団員等に係る損害補償の加算額を改定するため、所要の改正を行ったもの。

## 2 改正の内容

- (1) 扶養親族のある非常勤消防団員等(※) が公務等により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務等による負傷、疾病により死亡し、若しくは障害の 状態となった場合における損害補償の算定の基礎となる補償基礎額に加算する額 を次のとおり改定することとした。(第5条関係)
  - ※ 非常勤消防団員等とは、非常勤消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、 水防従事者又は応急措置従事者をいう。

(太字は改正後, ( ) 内は改正前)(単位:円)

扶養親族		子	孫	父母及び 祖父母	弟妹	重度心身
加算区分	配偶者	22歳に達する日以 後の最初の3月31 日までの間にある者		60歳以 上の者	子及び孫に同じ。	障害者
加算額 (1人につき)	<b>333</b> (433)	267 (217)	2 1 7			
配偶者がない場合 の加算額 (扶養親族のうち 1人に限る。)		<b>333</b> (367)	(367)			
配偶者及び子がない場合の加算額				3 (	0 0	
(扶養親族のうち 1人に限る。)				(—	-)	

# (2) その他規定の整理

# 3 施行期日等

- (1) 平成29年4月1日
- (2) 改正後の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

## 芦屋市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正後

改正前

(損害補償を受ける権利)

第2条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病に かかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは 障害の状態となつた場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項(こ れらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。) 若し くは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条第8項において準用する 場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作 業従事者」という。),同法第35条の10第1項の規定により救急業務 に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第24 条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。) 若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策 特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を 含む。) において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28 条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若 しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2 項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事 者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」とい う。) に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務 に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又 は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置 の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若し (損害補償を受ける権利)

第2条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病に かかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは 障害の状態となつた場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項(同 法第36条において準用する場合を含む。) 若しくは第29条第5項(同 法第30条の2及び第36条において準用する場合を含む。)の規定によ り消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同 法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急 業務協力者」という。) 又は水防法第24条の規定により水防に従事 した者(以下「水防従事者」という。) 若しくは災害対策基本法第6 5条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第 156号) 第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含 む。)において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条 第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若し くは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項 の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」 という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。) に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事 したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防 作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務 に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障

## 改正後

くは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者 に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有す る旨を速やかに通知しなければならない。

(損害補償の種類)

第4条 この条例による損害補償の種類は、次のとおりとする。

- (1) 療養補償
- (2) 休業補償
- (3) 傷病補償年金
- (4) 障害補償

ア 障害補償年金

イ 障害補償一時金

- (5) 介護補償
- (6) 遺族補償

ア 遺族補償年金

イ 遺族補償一時金

(7) 葬祭補償

(補償基礎額)

養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。

- 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。
  - (1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病に (1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病に

#### 改正前

害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対し て、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を 速やかに通知しなければならない。

(損害補償の種類)

第4条 この条例による損害補償の種類は、次のとおりとする。

- (1) 療養補償
- (2) 休業補償
- (3) 傷病補償年金
- (4) 障害補償

イ 障害補償一時金

- (5) 介護補償
- (6) 潰族補償

ア 遺族補償年金

イ 遺族補償一時金

(7) 葬祭補償

(補償基礎額)

第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療 第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療 養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。

- 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。
- かかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しく かかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しく は障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因であるは障害の状態となった場合にあっては、死亡若しくは負傷の原因

事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が 確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において 当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された 日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。

改正後

- (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急 措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等 に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従 事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は 消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置 の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若 しくは障害の状態となった場合には、8,800円とする。ただし、そ の額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認 められるときは、14.200円を超えない範囲内においてこれを増額 した額とすることができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業 従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負 傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である 疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した 日において,他に生計のみちがなく,主として非常勤消防団員等の 扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防 団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養 親族については333円を、第2号に該当する扶養親族については1人に つき267円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者がない場合には、 そのうち1人については333円)を、第3号から第6号までのいずれか に該当する扶養親族については1人につき217円(非常勤消防団員等

である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病 の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した 日において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に 任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。

改正前

- (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急 措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等 に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従 事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は 消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置 の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若 しくは障害の状態となった場合にあっては、8,800円とする。ただ し、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠 くと認められるときは、14.200円を超えない範囲内においてこれ を増額した額とすることができる。
- 従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負 傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因であ る疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定 した日において、他に生計のみちがなく、主として非常勤消防団員 等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤 消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する 扶養親族については、433円を、第2号から第5号までのいずれかに該 当する扶養親族については1人につき217円(非常勤消防団員等に第1 号に掲げる者がない場合にあつては、そのうち1人については367円) を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

#### 改正後

に第1号に<u>該当する者及び第2号に該当する扶養親族</u>がない場合<u>に</u> <u>は</u>, そのうち1人については<u>300円</u>) を, それぞれ加算して得た額を もつて補償基礎額とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが,事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者
- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22 歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項において 「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等について は、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族 たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をも つて補償基礎額とする。

#### 別表

補償基礎額表 (第5条関係)

階級	勤務年数			
	10年未満	10年以上20年	20年以上	
		未満		
団長及び副団長	12,400円	13,300円	14, 200円	
分団長及び副分団長	10,600円	11,500円	12,400円	
部長, 班長及び団員	8,800円	9,700円	10,600円	

## 改正前

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが,事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者
- 4 扶養親族たる子のうちに<u>満15歳</u>に達する日後の最初の4月1日から <u>満22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」 という。)にある子がいる非常勤消防団員等については,前項の規 定にかかわらず,167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を 乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎 額とする。

#### 別表

補償基礎額表 (第5条関係)

階級	勤務年数				
	10年未満	10年以上20年	20年以上		
		未満			
団長及び副団長	12,400円	13, 300円	14, 200円		
分団長及び副分団長	10,600円	11,500円	12,400円		
部長, 班長及び団員	8,800円	9,700円	10,600円		

## 備考

- 1 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断に よつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断 によつて疾病の発生が確定した日に、当該事故又は疾病が発生 したことにより、特に上位の階級に任命された非常勤消防団員 の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその 者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

## 備考

- 1 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断に よつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断 によつて疾病の発生が確定した日に、当該事故又は疾病が発生 したことにより、特に上位の階級に任命された非常勤消防団員 の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその 者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。